E_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.020
E_{16} ＝ 0.020
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.019
E_{20} ＝ 0.019
E_{21} ＝ 0.019
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.015
E_{25} ＝ 0.015
E_{26} ＝ 0.002
E_{27} ＝ 0.001
E_{28} ＝ 0.0007

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.015
G_{26} ＝ 0.002
G_{27} ＝ 0.001
G_{28} ＝ 0.0007

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{28}(B_n \times C_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.035

E_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.020
E_{16} ＝ 0.020
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.019
E_{19} ＝ 0.019
E_{20} ＝ 0.019
E_{21} ＝ 0.020
E_{22} ＝ 0.020
E_{23} ＝ 0.016
E_{24} ＝ 0.015
E_{25} ＝ 0.002
E_{26} ＝ 0.002
E_{27} ＝ 0.001

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25} ＝ 0.002
G_{26} ＝ 0.002
G_{27} ＝ 0.001

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{27}(B_n \times C_n)}{636\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.035

第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日